地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成15年12月9日提出

大野郡5町2村合併協議会会長 芦刈幸雄

地方税の取扱いについて

大野郡5町2村で差異のある税については、次のとおり取扱うものとする。

個人町村民税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則の定める納期による。 法人町村民税の税率については、地方税法314条の6により100分の12.3とする。 三重町の課税標準の特例については、新市において不均一課税として設ける。

固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。

新市の土地評価の方法については、路線価式評価法及びその他宅地評価法とする。

軽自動車税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。

ナンバープレートの再交付弁償金については、三重町の例による。

臨時運行許可事務及び手数料については、三重町、大野町、千歳村、犬飼町の例による。 特別土地保有税の免税点については、5,000㎡とする。

入湯税については、新市においても設ける。

都市計画税については、新市においても設ける。

納期前納付に対する報奨金の交付率は、100分の0.5とする。

納付前納付に対する報奨金の対象となる納期については、三重町、大野町の例による。

納期前納付に対する報奨金の交付限度額は、三重町の例による。

納税組合制度・納税組合助成金については、合併時に廃止する。

納税通知の方法(個人町村民税・固定資産税・軽自動車税)については、新市において 自治会長(仮称)の公務として行う。

納税方法については、口座振替制度を採用する。

平成15年12月25日確認 大野郡5町2村合併協議会